

会津大学短期大学部内部質保証推進規程

2025年6月23日規程第103号

（目的）

第1条 会津大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）は、公立大学法人会津大学定款第1条、会津大学短期大学部学則第1条及び会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程第2条に定める目的を実現するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条の規定に基づき、教育研究活動その他短期大学部の諸活動を定期的に自己点検・評価を行うとともに、その結果を検証して改善に結びつけることにより、短期大学部の教育研究活動等の質を継続的に向上させる仕組み（以下「内部質保証」という。）を構築することによって、短期大学部の教育研究等の適切な水準の維持、向上に取り組むこととする。

（内部質保証の方針）

第2条 短期大学部の内部質保証の方針については、別に定める。

（自己点検・評価）

第3条 第1条に規定する目的のうち、自己点検・評価については、会津大学短期大学部評価委員会が行うものとする。

2 学長は、内部質保証の方針に基づき、評価委員会に対して自己点検・評価の実施を指示するものとする。

3 評価委員会は、自己点検・評価する項目を決定し、会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則に定める部科、教養基礎会議、各センター及び各委員会の長（以下「部科長等」という。）に対して自己点検・評価の実施を要請するものとする。

（部科長等による自己点検・評価の実施）

第4条 部科長等は、前条第3項に規定する要請に基づいて自己点検・評価を実施の上、その結果を評価委員会に提出するものとする。

2 部科長等は、前項に規定する自己点検・評価の実施に当たり、学内関連組織と連携するものとする。

（自己点検・評価結果の報告）

第5条 評価委員会は、部科長等から報告を受けた自己点検・評価結果を取りまとめて自己点検・評価報告書を作成し、改善事項を付して学長に報告しなければならない。

(改善指示)

第6条 学長は、前条に規定する報告を受け、改善が必要であると判断した場合は、企画運営委員会に対し、改善の実施又は改善計画を策定してその状況を報告するよう指示するものとする。

2 企画運営委員会は、前項に規定する指示を受けたときは、部科長等に対して改善の実施又は改善計画を策定してその状況を報告するよう要請するものとする。

(改善及びその報告)

第7条 部科長等は、前条第2項に規定する要請を受けたときは、当該事項について改善の実施又は改善計画を策定してその結果を企画運営委員会に報告するものとする。

2 企画運営委員会は、部科長等から前項に規定する報告を受けたときは、改善結果又は改善計画について、学長の指示に基づいているかを検証の上、学長に報告するものとする。

3 企画運営委員会は、前項に規定する改善計画について、次期の年度計画又は中期計画に定めるものとする。

4 部科長等は、自己点検・評価結果に基づき、改善が必要な事項については、計画的かつ継続的に取り組み、教育研究の質の向上に努めなければならない。

(情報の公表)

第8条 学長は、第5条に規定する報告を受けたときは、速やかに公表しなければならない。

2 学長は、内部質保証に係る情報を積極的に学外に公表し、教育研究活動等及びその改善状況の透明性を確保するものとする。

(庶務)

第9条 内部質保証に係る庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、内部質保証の推進に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、2025年6月23日から施行する。